

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第20条
法令の規定	【河川法第20条】 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。
審査基準	① 河川整備計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 ② 当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 ③ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。
標準処理期間	80日
処分担当所属	土木部河川課
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	